

議案第41号

専決処分の承認を求めることについて

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和8年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和8年6月4日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

記

東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都板橋区特別区税条例（昭和39年板橋区条例第47号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて」を「軽自動車等に対し、その所有者に」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「または」を「又は」に、「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第37条の3第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「第37条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第37条の5から第37条の10までを削る。

第38条から第40条までの規定（見出しを含む。）、第42条（見

出しを含む。)、第43条(見出しを含む。 )及び第44条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第45条第2項中「第37条第3項ただし書」を「第37条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第9項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第46条(見出しを含む。 )及び第46条の2(見出しを含む。 )中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第5条の3から第5条の7までを削る。

付則第6条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第44条第3項に規定する」を「道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割」を「令和8年度分の軽自動車税」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とする。

付則第6条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「第5項」を「第4項」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「の種別割」を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の東京都板橋区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(東京都板橋区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 東京都板橋区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年板橋区条例第25号）の一部を次のように改正する。

付則第5条中「の種別割」を削る。

(説明)

地方税法の改正に伴い、軽自動車税の環境性能割を廃止し、グリーン化特例の適用期限を一部延長するほか、所要の規定整備をする必要があった。